

右史議ス

二 請ノトコト

(二) 加身川豊之彦の調停ニ付テ

一 美認スノテ労働団体

會社ノ合理的ノ方法ヲ用ヒ以テ不協トトシテ管治ニシテ之ヲ解決ス
精神ヲトモトスル労働組合ヲ美認ス

二 美認スノテ團體

一 藤永田造船所及ニ於テハ百名以上ノ労働組合ヲ認メ
各個々ニ交渉セシテ組合ニ交渉ス

二 藤永田造船所及ニ二個以上ノ労働組合アル場合ハ各
組別ニ交渉スルコト

三 藤永田造船所及ニ労働組合ニ加入セザルモノアル場合ニハ

各個々ニ交渉スルコト

三 交渉ノ内各ノ取組

一 一般賃銀ノ高下

二 労働時間ノ長短

三 工場ノ設備

四 解雇事項ノ関スルコト

四 交渉ノ方法

一 交渉委員若クハ名ヲ労働組合ニ於テ選出シ會社側ト
交渉ス

二 藤永田造船所及ニ各都ニ於テ交渉条件ノ趣ヲ異ニ
スル場合各都ニ別ニ労働組合ノ交渉委員ヲ設ケルコト

三 一年若クハ半年會社側ト労働組合側トハ互ニ合議相
談ヲ決定スル為メニ交渉會ヲ開クコト